

「人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）」のご利用につきまして

「人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）」につきましては、これまで当協会の「玉掛け技能講習」「アーク溶接特別教育」「クレーン運転特別教育」「高圧・特別高圧電気取扱特別教育」「低圧電気取扱特別教育」の5つの講習について、支給対象となる講習としてご紹介してきておりました。しかしながら、本年5月に、群馬労働局よりご連絡があり、「貴協会の「玉掛け技能講習」を除く4つの講習（特別教育）については、実技講習時間が所定の時間数を満たしていない、又は全くないことから、このままでは対象とならない」とのご連絡がありました。

当協会で開催する「高圧・特別高圧電気取扱特別教育」及び「低圧電気取扱特別教育」につきましては実技講習も行っておりますが、講習募集案内や修了証交付時の文書でお知らせしているとおり、それぞれ安全衛生特別教育規程（厚生労働省告示第342号）に基づく『充電電路の操作の業務（高圧・特別高圧）』又は『開閉器の操作の業務（低圧）』に限定した実技時間（1時間）となっております。これについて、助成金の対象となるためには、すべての業務に関して可能となる実技時間（高圧・特別高圧は15時間、低圧は7時間）が必要とされたものです。

また、「アーク溶接特別教育」及び「クレーン運転特別教育」につきましては、学科講習のみ行っており、実技講習につきましては自社等での実施をお願いしております。この旨を講習募集案内や修了証交付時に文書でお知らせするとともに、修了証にも実技講習を実施した場合の記載欄を設けております。

「人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）」は、昨年度まで「建設労働者確保育成助成金」との名称で行われてきたものですが、当協会としましては、これまで群馬労働局に当協会での特別教育が支給対象講習となることを確認したうえでご紹介し、また、申請を希望する事業場の方には当協会で開催した講習時間数での証明書類を作成・交付してきておりました。本年度に名称が変わっても対象講習については変更がないとの確認を得ていたものですが、今年5月になって、群馬労働局より上記のとおり対象とはならない旨のご連絡があったものです。今回の突然のご連絡は大変遺憾に思いますが、全国的に統一した国の制度に基づくものとのことですので、当協会のご紹介により助成金を検討し、また本年度に入ってからすでに申請された事業場の皆様には、大変なご迷惑をおかけしましたこととお詫びいたします。大変申し訳ありませんでした。

なお、「玉掛け技能講習」につきましては、学科、実技講習とも所定の全時間数行っているもので、助成金の支給対象となることを申し添えます。

平成30年6月

一般社団法人高崎労働基準協会